

利用者のために

この統計書は、平成17年に実施した「被害応急調査」の調査結果を収録したものである。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

被害応急調査（以下、「本調査」という。）は、農作物に重大な被害が発生した場合、天災融資法等の適用、共済再保険金の概算払い、その他災害対策の企画・立案、実施等の資料を速やかに作成することを目的として実施した。

(2) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

(3) 調査の時期

本調査の時期は、農作物に重大な被害が発生したときである。

(4) 調査の対象、対象作物及び対象期間

ア 本調査の対象は、農作物に被害が発生又はその可能性があると認められる区域内にある作物及びその栽培の用に供される土地とする。

イ 本調査の対象作物は、全農作物である。

ウ 本調査の対象期間は、ほ場において栽培を開始してから収納されるまでの間とした。

(5) 調査事項

災害等を受けた全農作物の災害種類別の作付面積及び被害量とする。

(6) 調査の方法

調査対象に対する職員の巡回・見積りによる被害応急巡回調査及び甚大な被害、長期に及ぶ被害など特異な被害が発生した場合にその典型的なほ場を調査し被害見積りの基準とする被害応急調査筆調査により、農作物ごとに、程度別の被害面積及び被害量を見積もる等の方法により調査した。

2 定義及び調査基準

主な項目の定義及び調査基準は、次のとおりである。

(1) 調査の単位

原則としてほ場ごととした。

(2) 損傷

気象的、生物的、その他何らかの原因が作用したために生じた作物体の異常な状態をいう。

作物体の異常な状態とは、直接的な損傷として、例えば風水害による「倒伏」、病原菌等による「病斑」、害虫による「食害」など、間接的な損傷として、異常低温等の生理的障害による茎数の減少、粒数の減少などがある。

(3) 基準収量

被害調査の基準とする収量で、農作物にある被害が発生したとき、その被害が発生しなかったと仮定した場合にとれうるであろうと見込まれる収量をいう。

(4) 被害

ほ場において栽培を開始してから収納されるまでの間に、風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、病虫害、鳥獣害及びその他異常の事象又は不慮の事故（以下「災害等」という。）によって農作物に損傷を生じ、基準収量より減収した状態をいう。したがって、損傷があっても減収が認められないものはこれを被害と見なさない。

低温、乾燥、積雪等による生育遅延、日照不足等が異常なものである場合、現在直接損傷を認めることは困難でも、後日、生育が進むにつれて茎数、穂数などの収量構成要素が、このような異常環境がなかったと仮定した場合に比べて減収するものと考えられる場合には被害とした。

(5) 被害面積

農作物に損傷を生じ、基準収量からの減収があった面積をいう。

(6) 被害量

農作物の栽培が開始されてから収納されるまでの期間に、災害等によって損傷を生じ、基準収量より減収した量をいう。

なお、被害量の単位は、切り花及び種苗・苗木類は千本、球根は千球、鉢物類は千鉢、切り葉については千本、それ以外の作物はtである。

(7) 被害見込金額

被害見込金額は、被害量に各農作物の単価を乗じて算出した。各農作物の単価の算出については、都道府県ごとに以下のとおり行っている。

ア 水稲については、生産農業所得統計の最近5年間の推計採用価格のうち上下を除く3カ年平均に直近3年間の（財）全国米穀取引・価格形成センター調べの民間流通米価格（以下民間流通米価格、平成15年までは自主流通米価格）の変動率 $\left[\frac{(B+C+D)/3}{(A+B+C)/3} \right]$ を乗じて算出した。

注：A＝3年前の民間流通米価格 B＝2年前の民間流通米価格
C＝前年の民間流通米価格 D＝本年の民間流通米価格

イ 小麦、二条大麦、六条大麦及び裸麦については、生産農業所得統計の最近5年間の推計採用価格のうち上下を除く3カ年平均に直近年の作付前の入札価格の変動率を乗じて算出した。

ウ 大豆、てんさい、さとうきび、葉たばこ及び繭については、生産農業所得統計の最近5年間の推計採用価格のうち上下を除く3カ年平均に直近年の行政価格等の変動率を乗じて算出した。

エ ア、イ、ウ以外の農作物については生産農業所得統計の最近5年間の推計採用価格のうち上下を除く3カ年平均で算出した。

(8) 関連病害

当該災害が誘因となって発生又はそれにより著しく増加した病害は当該災害の関連病害として当該災害発生以降から調査時点までの分を当該災害による被害とした。

(9) 栽培開始期

ア 1年生作物

(ア) 直まき栽培の場合

種まき作業が完了した時期を栽培開始期とした。したがって、発芽不良のため追いまきや再は種を行った場合は、前のものは対象とせず後のものをもって栽培の開始とした。

(イ) 移植をする作物の場合

ほ場に移植した時期をもって栽培開始期とした。したがって、苗代、苗床等の期間は調査の対象とはしていない。

イ 多年生作物（牧草等）

種まき又は移植した時期を第1年目の栽培開始期とし、第2年目以降は前年の収穫直後の時期をもって栽培開始期とした。

ウ 永年性作物（果樹、桑、茶等）

前年産の収穫直後の時期を、その年次の栽培開始期とした。ただし、果樹は結果樹のみを対象としたが、樹体損傷調査の場合は未結果樹も含めて調査した。

また、調査は、被害発生年次のみを対象として行い、次年以降への影響は、基準収量の低下として取り扱うこととしている。

(10) 収 納

農作物が収穫され、保存又は販売し得る状態にして収納舎等に入れられた状態をいう。

そのため、水陸稲、麦類の場合の刈取り後ほ場又は稲架等で乾燥中のものや長雨等のため未乾燥のまま収納舎に入れた場合は、収納と見なさない。

(11) 果樹の品質低下

災害により果実が損傷を受け品質・規格が著しく低下することをいう。

なお、調査において品質低下は基本的に被害とせず、収量として計上し得るものは、たとえそれが品質の悪いものであっても収量とした。

(12) 果樹・桑・茶の樹体損傷

樹体の幹枝の折（切）損・裂傷、流失埋没、倒伏・根の切損、落葉等により樹体に損傷が30%以上発生したものをいう。

なお、被害見込金額には樹体損傷による樹体被害金額は含まれていない。

3 統計の表章範囲

(1) 全国農業地域の区分とその範囲

この統計書に掲載した統計の全国農業地域の区分とその範囲は、次のとおりである。

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

(2) 北海道の区分とその範囲

北海道の地域区分に用いた地域別の区域は次のとおりである。

地域区分	区 域
札 幌	札幌市、旭川市、夕張市、岩見沢市、留萌市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩支庁管内、空知支庁管内、上川支庁管内、留萌支庁管内
函 館	函館市、北斗市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、渡島支庁管内、檜山支庁管内、後志支庁管内、胆振支庁管内
帯 広	帯広市、釧路市、日高支庁管内、十勝支庁管内、釧路支庁管内
北 見	北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、宗谷支庁管内、網走支庁管内、根室支庁管内

4 利用上の注意

(1) 統計数値について

統計表に掲載した被害面積、被害量の統計数値は、各表示単位（ha、t等）に基づき以下の基準により四捨五入を行ったので、都道府県別数値の積み上げ値と全国計あるいは合計と内訳が一致しない場合がある。

原 数		7けた以上 (100万以上)	6けた	5けた	4けた	3けた以下 (100以下)
四捨五入するけた（下から）		3けた	2けた		1けた	四捨五入しない
例	四捨五入する前（原数）	1 234 567	123 456	12 345	1 234	123
	四捨五入した数値（統計数値）	1 235 000	123 500	12 300	1 230	123

(2) 桑の被害量について

桑葉は養蚕経営における中間生産物であることから、桑葉が災害等により被害を受けたことによって最終生産物である繭量がどれだけ減収したのかを桑葉の減収量を繭量に換算し算出したものである。

(3) 本書では、災害のうち被害見込金額が10億円以上のものについて主要被害として掲載した。

また、10億円未満の被害については〔参考〕被害情報として掲載した。

(4) 表中の記号について

表中に用いた記号は次のとおりである。

「-」： 事実のないもの

「0」： 単位に満たないもの

(5) 「I 概要」の「1 気象概況」の文章中及び表1で使用している北日本、東日本、西日本、西南諸島、東北北部、東北南部、九州北部、九州南部に所属する都道府県は以下に示したとおりである。
(気象庁資料による)

地域名	所 属 都 道 府 県
北日本	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
東日本	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟、富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
西日本	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島（名瀬を除く）
南西諸島	鹿児島（名瀬）、沖縄
東北北部	青森、秋田、岩手
東北南部	山形、宮城、福島
九州北部	山口※、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
九州南部	宮崎、鹿児島（県本土、種子島、屋久島）
奄 美	鹿児島（奄美諸島）

※一般には九州北部に山口県は含まないが、地方予報中枢官署としての福岡管区気象台が担当する九州北部地方を指す場合は、「九州北部地方（山口県を含む）」、「山口県を含む九州北部地方」などとする。

- (6) 台風のおおよその勢力を示す目安として、下表のように台風の「大きさ」と「強さ」を表現した。
(気象庁資料による)

強さの階級分け

階 級	最 大 風 速
強 い	33m/s (64ノット) 以上～44m/s (85ノット) 未満
非常に強い	44m/s (85ノット) 以上～54m/s (105ノット) 未満
猛烈な	54m/s (105ノット) 以上

大きさの階級分け

階 級	風速15m/s以上の半径
大型 (大きい)	500km以上～800km未満
超大型 (非常に大きい)	800km以上

- (7) 問い合わせ先
 農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 解析班
 代表 03 (3502) 8111 内線 2819、2821
 直通 03 (3501) 4502